聖路加国際大学に対する大学評価（認証評価）結果

Ⅰ　判　定

2021（令和３）年度大学評価の結果、聖路加国際大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2022（令和４）年４月１日から2029（令和11）年３月31日までとする。

Ⅱ　総　評

聖路加国際大学は、キリスト教精神を基盤に、「看護保健・公衆衛生の領域において、その教育・学術・実践活動を通じて、国内外のすべての人の健康と福祉に貢献すること」を目的として定めている。また、2017（平成 29）年には、公衆衛生と予防活動を重視する大学の理念・目的に照らして新たに公衆衛生学研究科を設置したほか、「The Art of Quality」をテーマとする 2018（平成 30）年から 2025（令和７）年までの中期ビジョンを策定し、教育研究活動の充実・発展に取り組んでいる。

内部質保証については、学長直属の常設委員会である「自己評価委員会」が「教学マネジメント協議会」や「大学運営会議」と連携して、学部・研究科等のＰＤＣＡサイクルを支援し改善を促す体制としている。しかし、内部質保証に関わる諸組織の位置づけや役割・権限・責任、組織間の連携・役割分担は明らかでなく、教育その他諸活動の適切性の検証、改善・向上の体制・方法・プロセスも十分ではないため、これらを明確化し教学マネジメントの一層の機能化を図るよう、改善が求められる。

教育については、学部・研究科ともＰＣＣ（市民主導の健康生成：People-Centered Care）の概念を基盤に教育活動を展開しており、学部においてはカリキュラムマップやカリキュラム群ごとに付したコースナンバーにより履修の体系性・順序性を示している。授業にはＰＢＬ（Problem-Based Learning）やＴＢＬ（Team-Based Learning）等の能動的学習を積極的に採り入れ、学生の主体的な学びを促進している。研究科ではコースの特徴に応じて、リサーチワークとコースワークを適切に組み合わせた教育課程を編成している。また、図書館の終日開館やラーニング・コモンズの充実化、「アーツルーム」（看護実習室）への指導員の配置等、自己学習を支える環境づくりに積極的に取り組んでいることが認められる。

特筆すべき実績としては、「聖路加健康ナビスポット：るかなび」「ナースクリニック」等の市民対象の健康支援、企業・自治体等と連携した健康講座、アジア・アフリカ圏７か国における母子保健に係る人材育成など、「国際・地域連携センター」を中心に大学

の有する資源と人材を活用し、教育研究の成果を国内外の人びとや看護実践の場に還元し成果を上げていることなどが挙げられる。

一方で、看護学研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、多様なコースの特徴を踏まえた具体的な内容になっておらず、実施に関する基本的な考え方も明記されていないため、改善が求められる。

今後は、内部質保証の取り組みを通じて課題を解決し、大学の理念・目的の実現と社会の要請に照らした多くの特徴ある取り組みを発展させるとともに、不断の努力と改革を重ね、一層飛躍することを期待する。

Ⅲ　概評及び提言

1　理念・目的

＜概評＞

①　大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

聖路加国際大学は、医療を通じてキリスト教の愛の精神を具現化することを目指し、「キリスト教精神に基づき、看護保健・公衆衛生の領域において、その教育・学術・実践活動を通じて、国内外のすべての人の健康と福祉に貢献すること」を目的としている。それに基づいて、看護学部は「看護に関する科学的知識を培い、技能の熟達と人格の涵養につとめ、指導者としての能力をたかめ、看護の実践と応用によって看護および看護教育の進歩発展に寄与することのできる人材の育成を目的とする」としている。

研究科においても、「看護学・公衆衛生学の理論および応用を教授研究し、深奥な学識と高度な実践・研究能力を養い、文化の進展に寄与すること」を目的としており、高度実践及び学術研究の実施という目的を明確にしている。2017（平成 29）年度より発足した専門職大学院の公衆衛生学研究科は、「医療・保健分野における高度な専門知識の修得および国内外の諸問題をグローバルスタンダードに照らし合わせて解決する能力の育成により、社会における人間の健康と幸福の保持・増進に寄与する公衆衛生分野の高度専門職業人を養成すること」を目的としており、グローバルな視点に立つ公衆衛生分野の高度実践家という人材像を明確にしている。

以上のことから、大学の目的、これに基づく学部及び研究科の目的を適切に設定しているといえる。

②　大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の目的は学則に、大学院の目的は大学院学則に定め、それらに基づき、看護

学部、看護学研究科の教育理念・目的をそれぞれの学則に規定している。また、公衆衛生学研究科については、公衆衛生大学院学則を定め、その目的を明記している。

これらの教育目標・目的等は、ホームページ、大学パンフレットにより幅広い対象に広報し、学生に対しては学生便覧で周知している。教職員には広報誌「明るい窓」を定期的に配付するなど、対象者ごとに周知の方法を工夫している。学部では、大学の理念や建学の精神を学ばせる科目を設け、大学のミッションを確認するとともに学生自身が学ぶ意味や行動指針を考える機会としている。さらに、学部・研究科とも、大学行事ではチャプレンによる祈りや礼拝を行い、キリスト教の精神に対する理解を深めている。

以上のことから、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準じる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているといえる。

③　大学の理念・目的、各学部･研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2014（平成 26）年の聖路加国際病院との法人一体化を機に、2018（平成 30）年に法人全体としての 2025（令和７）年までの中期ビジョンを策定した。策定作業に際しては、旧聖路加看護大学における将来構想の達成度評価や前回の大学評価における改善点の確認、教職員や学生等の大学関係者、実習先機関からの要望等をもとに検討を行い、全体テーマを「The Art of Quality」として５つのチャレンジ（高度化、看護教育モデルの刷新、新領域、質の担保、多様性）を掲げ、テーマごとに取り組みを設定している。毎年の事業計画は中期ビジョンとの関連を意識して策定しており、四半期ごとに達成度を評価して「大学運営会議」、理事会に報告し、事業報告書にまとめている。中期ビジョンは冊子にして全教職員に配付するとともに、ホームページで公開している。

以上のことから、大学の理念・目的を実現するための中・長期計画を策定し、諸施策を実行しているといえる。

２　内部質保証

＜概評＞

①　内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な基本方針と手続については、「聖路加国際大学点検・評価規程」（以下「点検・評価規程」という。）に明文化し、同規程にある「自らの責任において教育・研究の実状を把握し、本学の改善・発展に資するために、自己点検・評価および外部評価を行う」ことを内部質保証の全学的な方針としている。

内部質保証に関する具体的な手続としては、内部質保証推進組織である「自己評価委員会」が各学部・研究科や各部署の自己点検・評価を指示し、点検・評価結果と改善策に関する報告を受け、それらを検証のうえ、関係部署に改善を指示するとしている。

「聖路加国際大学における内部質保証の概念図（案）」によると、「自己評価委員会」は、「全学」「教育プログラム」「授業」の各レベルにおいて運営支援・改善指示を出し、レベルごとにＰＤＣＡサイクルを動かすことになっている。各レベルのＰＤＣＡサイクルのうち「教育プログラム」に関し、例えば、看護学部では「学部カリキュラム運用委員会」「学部カリキュラム評価ワーキンググループ」「学部カリキュラム改革委員会」が中心となって展開される。「学部カリキュラム運用委員会」は、現行カリキュラムの運用と編成に係る事項を審議、「学部カリキュラム評価ワーキンググループ」は、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の達成度を評価、カリキュラム改善の必要がある場合に「学部カリキュラム改革委員会」が組織され改善案を作成、「学部カリキュラム運用委員会」でカリキュラム改善を意思決定する。

以上のように、内部質保証のための全学的な方針と手続を示しているが、「点検・評価規程」に示す内部質保証の方針に関しては、その内容が点検・評価の実施にとどまっており、内部質保証の基本方針としては明確でない。また、同規程には手続に関する規定がなく、概念図においても明確でないため、明示するよう改善が求められる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

内部質保証推進組織に位置づけている「自己評価委員会」は、学長直属の常設委員会であり、学長を委員長とし、学部長・研究科長等の教学部門と大学事務部長・法人事務局長等の法人部門の責任者で構成している。また、必要に応じて各部署の適任者の招集も可としており、全学的な意思決定の可能な体制となっている。

同委員会の活動は、「点検・評価規程」に規定する、①自己点検・評価の実施に関する活動、②外部評価委員会による外部評価に関する活動、③第三者評価機関による認証評価に関する活動、④その他、自己点検・評価に関する活動であり、このうち①については「各部署の自己点検・評価結果の内容、改善策について報告を受けて検証結果を指示」し、「各部署の取り組みを支援する役割」を担っている。また、②の外部評価、③の第三者評価の実施によって、「大学の取り組みについての客観的な評価を受け、それをもとに改善策を実施」する体制としている。外部評価に際しては、学長が選考・委嘱する７名以内の委員で組織する「外部評価委員会」を設置し、大学運営、教育研究、経営状況等の点検・評価結果と提言事項を『外部評価報告書』にまとめ、「自己評価委員会」に報告することとしている。

これらの改善・向上に関わる取り組みは、「大学運営会議」や「教学マネジメント協議会」において適宜取り扱われており、内部質保証に関わる事項の多くにこれらの組織が関わっていることが示されている。しかし、両組織と内部質保証推進組織である「自己評価委員会」の位置づけ、それぞれの役割、権限・責任及び連携体制等が明確ではない。「大学運営会議」を規定する「聖路加国際大学大学運営会議規程」及び「教学マネジメント協議会」を規定する「聖路加国際大学教学マネジメント協議会規程」では内部質保証を所管事項としておらず、内部質保証の概念図に示されているシステムと規程等が対応しているとはいいがたい。

以上から、「自己評価委員会」を中心とする全学的な体制を構築しているものの、同委員会と「大学運営会議」や「教学マネジメント協議会」等内部質保証に関わる組織の位置づけや役割分担、権限・責任、連携・協働のありようが明示されていないため、方針・手続とともにこれらを明確にするよう改善が求められる。

③　方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、「聖路加国際大学教育に係る方針等に関する規程」に明示されている。大学の教育目標に基づく大学全体の方針のもと、学部・研究科ごとに方針を策定しており、改廃に関しては「大学運営会議」で審議決定の後、「教学マネジメント協議会」で改正案を検討する。

全学的な内部質保証の取り組みとしては、「自己評価委員会」による自己点検・評価、「外部評価委員会」による外部評価、第三者評価機関による認証評価を実施している。このうち自己点検・評価については、「自己評価委員会」が毎年度、各部署の自己点検・評価をとりまとめ、点検・評価結果と改善策を学長に報告する。学長は改善の実施を指示し、当該部署が取り組んだ結果を「自己評価委員会」に報告することとしている。

また、自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するため、「自己評価委員会」に「外部評価委員会」を設置して毎年度外部評価を実施し、「自己評価委員会」より関連部署にフィードバックを行って、実質的な改善につなげている。

行政機関や認証評価機関等からの指摘事項については、学部・研究科や関連委員会で対応策を検討し、「大学運営会議」や「教学マネジメント協議会」に報告するとしている。ただし、この点に関する「自己評価委員会」の関わりは明確に示されていない。

『点検・評価報告書』によると、「自己評価委員会」は、学部・研究科、各委員会から報告された点検・評価結果を吟味して、改善策や発展方策を各部署にフィードバックする役割を担っているとしているが、実際には外部評価と認証評価への対応が中心となっているように見受けられる。現時点において同委員会が内部質

保証推進組織としての機能を果たしているとの判断ができないため、今後、方針・手続等の明示と体制整備により、システムが有効に機能することを期待したい。

④　教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等については、ホームページに公開している。また、財務についても年次報告書、事業報告書等で適切に外部に公表している。公表する情報については、所管部署において複数名での内容確認を行っており、正確性・信頼性を担保している。

以上のように、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表していると認められる。

⑤　内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性については、「自己評価委員会」を中心に毎年度「点検・評価規程」を見直すことで実施している。2020（令和２）年度からの運用である現内部質保証システムの適切性については、今回の大学評価や外部評価といった客観的視点からの評価を受け、今後の改善に取り組んでいくこととしている。また、内部質保証の概念図の継続的な検討によって、内部質保証システムそのものの見直しを行うこととしているが、点検・評価、改善・向上の具体的な取り組みがどのようになされるのかは明確でない。内部質保証システムを改善・向上させるのは大学における自己点検・評価であることを踏まえ、システムそのものの検証と改善・向上の取り組みを明確にしていくことが望まれる。

＜提言＞

改善課題

１）内部質保証に関わる全学的な組織として「自己評価委員会」を置き、同委員会の規程において方針を定めているとするものの、内部質保証の方針としては明確性に欠け、手続も具体的に示されていない。また、同委員会においては、外部評価や認証評価への対応が中心となっており、内部質保証推進組織としての位置づけや役割、権限・責任、「大学運営会議」や「教学マネジメント協議会」等その他の組織との役割分担、連携のあり方等も不明確であり、内部質保証システムの整備は十分とはいえない。今後は、内部質保証に関する方針・手続に加え、体制に関する権限・役割等を明確にしたうえで、「自己評価委員会」を中心に内部質保証システムを一層機能させていくよう改善が求められる。

３　教育研究組織

＜概評＞

①　大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

2014（平成 26）年に、学校法人聖路加看護学園から聖路加国際病院を附属施設とする学校法人聖路加国際大学に名称を変更し、法人を一体化するとともに教育研究組織を改組した。現在、看護学部、看護学研究科、公衆衛生学研究科で構成し、附属施設として聖路加国際病院、共管部門として「国際・地域連携センター」「学術情報センター」「教育センター」「研究センター」を設置している。

2017（平成 29）年度に新設した公衆衛生学研究科は、大学の開設当初から公衆衛生と予防活動を重視し、公衆衛生看護学の教育を長年にわたり実施してきた成果であり、グローバルスタンダードな教育研究を通じて公衆衛生分野での指導的役割を担う高度専門職人材を養成しており、大学の理念を踏まえた組織として評価できる。なお、同研究科は 2019（平成 31）年４月に博士後期課程を開設し、看護福祉・公衆衛生領域の更なる発展に向けて取り組んでいる。

共管部門の「教育センター」では、教職員の研修事業に加えて認定看護師教育課程を開講しており、社会的要請に応える取り組みを行っている。また、「国際・地域連携センター」は、地域・世界の人びとの健康実現に協力する地域連携、国際貢献の中心的組織として位置づけられ、積極的な活動を展開している。そのほかの共管部門、附属施設等についても、大学の理念・目的と整合しており、社会的要請に配慮して構成されている。

以上のように、教育研究組織の設置状況は適切であると認められる。

②　教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性に関する点検・評価は、「大学運営会議」「教学マネジメント協議会」、看護学部・看護学研究科教授会、公衆衛生大学院教授会、研究科委員会において具体的課題を審議し、「自己評価委員会」において定期的に行っている。また、「中央区・学校法人聖路加国際大学連携協議会」を開催するほか、2020（令和２）年度には「外部評価委員会」による外部の有識者からの意見聴取や評価も採り入れ、改善方策を検討している。

教育研究組織の点検・評価結果に基づく改善・向上の取り組みは、「教学マネジメント協議会」及び各学部・研究科の施策検討委員会（入試委員会、学部カリキュラム運用委員会、学部カリキュラム評価委員会等）で行っているとするが、各組織内の点検・評価にとどまっているように見受けられるため、内部質保証システムの体制整備とともに教育研究組織に関わるＰＤＣＡサイクルの明確化が望まれる。

４　教育課程・学習成果

＜概評＞

①　授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

大学の理念及び学則に明記されている目的を踏まえて、大学全体としての学位授与方針を設定し、これに基づいて各学部・研究科の方針を定めている。

看護学部の学位授与方針は、「教育目標に基づく各科目の目標達成を学生と教員が確認しつつ、最終学年に計画されている看護研究Ⅱまたは総合実習（選択必修科目）の学習過程と成果において、教育目標への達成を確認する」とし、卒業時に獲得することが期待される７つの能力として「キリスト教の愛の精神に基づき、あらゆる対象者を理解し援助関係を形成する能力」や「グローバルな視点を持ち、健康課題を捉える能力」等を設定している。

看護学研究科の学位授与方針は「定められた単位を修得するとともに、学位論文の審査ならびに最終試験に合格した者に、修士および博士の学位を授与する」と定めている。また、課程及びコースの特徴を踏まえて、博士前期課程（修士課程）では「研究内容を積極的にプレゼンテーションできる」等の４項目、博士後期課程では「高度実践家として変革を起こすためのプロジェクトを実施した」等の５項目の基準を設定している。

公衆衛生学研究科の学位授与方針は、「社会における人間の健康と幸福の保持・増進に寄与する高度専門職業人を養成するため、数理科学・社会科学・人文科学を包括し、医療と保健、福祉の有効性・効率性・倫理性などに関する教育を行う」とし、「公衆衛生の実践活動においてリーダーシップを発揮できる能力（リーダーシップ）」等の４項目の能力が示されている。

これらの学位授与方針は、学生便覧、ホームページ等に掲載され、オリエンテーション等を通じて学生に周知されている。

②　授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

大学全体としての教育課程の編成・実施方針を定め、これに基づいて学部・研究科の方針を設定している。

看護学部では、学位授与方針に示す７つの能力と連関した５項目の教育課程の編成・実施方針を策定しており、「教養科目、基礎科目、専門科目の３科目群からカリキュラムを構築する」こと、「実践の場に即した学びのために、アクティブラーニングを基本とした多様な学習機会を提供する」こと等の教育体系・教育内容・授業形態・評価方法を明示している。

看護学研究科では、博士前期課程（修士課程）と博士後期課程に共通する２項目、それぞれの課程で各１項目、計４項目からなる教育課程の編成・実施方針を策定し

ている。しかし、共通の２項目は博士前期課程（修士課程）・博士後期課程の各課程の特徴を踏まえた内容になっておらず、博士前期課程（修士課程）の方針においては「それぞれの目的に応じた科目を配置し」など具体性に欠けるものとなっている。また、実施に関する基本的な考え方が明記されていないため、授与する学位課程の特徴を踏まえた教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を明示するよう、改善が求められる。

公衆衛生学研究科では、専門職学位課程で３項目、博士後期課程で１項目の教育課程の編成・実施方針を策定しているものの、博士後期課程においては実施の基本方針を明確に示していないため、改善が求められる。

教育課程の編成・実施方針は、学生便覧、ホームページ等に掲載し、学生に周知している。

③　教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

看護学部の教育課程は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則を参照しながら、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づく内容を吟味して編成している。実際には、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との連関をカリキュラムマップで示すとともに、科目群ごとのコースナンバーを付して体系性・順序性を示している。教育の基盤となるキリスト教精神とＰＣＣ、自己学習を進めるための科目、看護学学習への導入科目等を１～２年次に、３年次以降は看護学専門科目を配当し、４年次には総合実習や看護ゼミナール等の統合的な科目を配置し、教育課程の順次性・体系性を確保している。また、グローバルな視点で健康課題を捉える能力を育成するため、新カリキュラムでは１・２・４年次に英語必修科目を配当するなど、語学力の育成強化を図っている。

看護学研究科の教育課程は、博士前期課程（修士課程）・博士後期課程とも基盤分野と専門分野で構成している。博士前期課程（修士課程）には、修士論文コースと上級実践コースを設置している。いずれのコースも１年次には講義・演習・実習を順次的に学び、２年次以降に研究・執筆活動を行うカリキュラムとなっている。博士後期課程には、研究者コースとＤＮＰ（Doctor of Nursing Practice）コースを置いている。各コースの特徴に即して基盤分野に必修科目を設定し、この学習を基盤に専門分野における学習・研究を進めていくカリキュラムとなっており、コースワークとリサーチワークを体系的に組み立てている。

公衆衛生学研究科の専門職学位課程では、公衆衛生学の主要分野をカバーする７つの必修科目に加え、各領域における知識・技術・能力を高めるための５つの選択科目を履修させている。博士後期課程は、全科目を必修としている。両課程とも高度専門職業人の育成という目的を踏まえ、理論の教授のみならず、演習形式での

教育を重視したカリキュラムとしている。

以上から、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているといえる。

④　学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

教育課程の編成・実施方針に基づき、積極的にアクティブ・ラーニングを採り入れている。講義・演習科目では、科目の学習目標を達成するために、授業前の学習、グループワークとプレゼンテーション、まとめのレポートを課すなど主体的な学習を促す工夫を行っている。また、科目によって問題基盤型学習やチーム基盤型学習を採り入れるなど、多様な取り組みを行っている。看護技術の演習等では１グループを 10 名程度とし、教育効果を高める少人数のクラス分けを行っている。

シラバスは、「学習目標」「到達目標」「授業実施計画」「予習・復習時間」「評価方法」等の項目で構成し、シラバス作成チェックリストに基づいて作成することとしている。シラバス作成ガイドラインは「ＦＤＳＤ委員会」で毎年更新し、「学部カリキュラム運用委員会」の下部組織である「シラバス検討委員会」で必要事項の記載の有無をチェックする体制としている。しかし、チェックリストでは評価に含めないとする「出席」が、複数科目で評価対象とされているなど、チェックリストの内容との齟齬が認められる個所がある。今後は、方針に沿ったシラバスとなるよう、シラバス作成者に対してガイドラインを周知徹底する必要がある。また、「総合実習」の一環として実施しているＩＰＥ（Interprofessional Education）に関する情報が同科目のシラバスに明示されていないため、成績評価で加味する割合等を含め、必要事項を明記することが望まれる。

単位の実質化を図るための措置としては、１年間に履修登録できる単位数の上限を設定して、学士編入学生に関しては必修科目の履修要件上規定した単位の履修を可能としているが、これを超える単位を履修している者も認められる。学士編入学生に関しては、入学時から十分な履修指導を行うことに加え、過度な学習負担とならないように３名の専属教員を配置し、サポート体制を整えている。

2020（令和２）年度の新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下においては、対面講義・演習・実習をリアルタイムのオンライン授業、オンデマンド授業に切り替えて実施した。遠隔授業が円滑に進むように、学生にアンケートを実施することで必要な支援を見出し、学生対応を図っている。

研究科では、博士課程前期・後期ともに、履修例を学生便覧に示している。学生は入学後に指導教員と相談して履修計画を立案するが、学生個人の学習・生活状況に配慮した柔軟な対応を可能とする指導体制としている。研究計画は、指導教員と学生が協議のうえで決定する。博士課程前期の上級実践コースでは、専門領域の教員チームによる指導体制のもとに、実習計画、課題研究計画を立案する体制として

いる。

公衆衛生学研究科では、各学期で履修登録できる単位数の上限を設定している。２年コース、３年コースでは有職社会人学生が多いため、仕事と学業を両立できるようメンター教員と相談のうえ、履修計画を立案する。授業には、ケーススタディやプレゼンテーション等を多く採り入れ、学生の主体的参加を促すようにしている。

以上のように、教育活動を行ううえで必要な学習を活性化し、効果的な教育のためのさまざまな措置を適切に行っているといえる。

⑤　成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

看護学部の成績評価は、学則に基準を定め、学期ごとに教授会で確認のうえ、認定している。成績は、学生本人に通知し、成績評価に関する問合せに応じることとしている。2013（平成 25）年度入学生からはＧＰＡ制度を導入しており、成績通知書に併記するとともに、学生便覧、ホームページで情報公開を行っている。３年次に入学する学士編入学生については、学則に基づき既修得単位を認定している。既卒学部の単位既修得科目については、科目単位認定者が内容確認を行い、「学部カリキュラム運用委員会」に諮ったうえで、教授会で単位を認定する。各科目の成績評価は、形成的・多面的な評価を推奨しており、学期末試験、提出物、実技評価等、多様な方法で行っている。これらの評価方法はシラバスに記載し、学生に周知している。学士の学位授与については、必修科目の履修、履修単位数、成績確認により卒業認定を行い、決定している。

看護学研究科においては、学位論文の審査及び最終試験を「聖路加国際大学大学院看護学研究科博士後期課程規程」で示す「学位論文・最終試験の審査基準」に基づいて実施している。修士論文については、指導教員１名と研究科委員会構成員２名による審査委員会で審査を行う。審査委員は、修士論文コースでは１名、上級実践コースでは２名を無作為に選出し、客観性を担保している。博士論文の審査は、指導教員を含め４名で構成された審査委員会で審査を行う。構成員のうち１名は外部審査員とし、論文審査の客観性・厳格性を担保している。この審査結果と単位取得状況を研究科委員会で審議し、学位授与の判定を行っている。

公衆衛生学研究科においては、「聖路加国際大学公衆衛生大学院学則」に基づいて、修了判定を行っている。専門職学位課程では、実践課題の審査と最終試験を行い、研究科教授会で合否を判定する。博士後期課程では、指導教員１名と外部審査員１名を含む３名の審査委員で構成される審査委員会で審査を実施している。

以上のことから、学部・大学院ともに、成績評価及び学位授与を適切に実施しているといえる。

⑥　学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

看護学部においては、臨地実習を、学習成果を統合するものと位置づけ、必修の実習科目を全て修得することにより、学位授与方針に示す能力の獲得を判断している。実習に関しては１年次から３段階にレベル分けをし、各レベルで目標を策定している。従来、「卒業要件単位の修得をもって学位授与方針を達成したと判定」してきており、「総合実習」を学習成果の統合と位置づけ、その単位取得をもって学位授与方針に示す学習成果の修得と見なしてきた。ただし、総合実習と同様に位置づけている「看護ゼミナールⅠ・Ⅱ」については、その学習成果を学位授与方針が示す学習成果の測定とどのように関連づけているのかは明確ではない。実習科目の修得は学位授与の要件ではあるが、学位授与方針に示す学習成果の獲得を保証するものとはいえない。「総合実習」や「看護学ゼミナールⅠ・Ⅱ」の単位取得をもって学位授与方針に定めるどのような能力を獲得したと判断しているのかは定かでないため、学習成果を評価するための測定指標の検討が必要である。現在、学位授与方針に対応した評価を行うため、測定指標となるルーブリックを作成中であり、2021（令和３）年度の卒業予定者から適用する予定としている。

間接的評価としては、「学生生活実態調査」「卒業時カリキュラムについてのアンケート」「卒業生アンケート」等を実施しているほか、2020（令和２）年度には看護教育 100 周年記念事業の一環として、看護学研究科修了生と合わせて卒業生動向調査を行い、学位授与方針に示す諸能力の獲得状況を調査している。くわえて、履修科目の累計ＧＰＡや国家試験合格率により、学習成果の評価を行っている。アンケートによる評価結果は、「ＩＲ推進室」から全教員に向けて報告している。これを受けて、各科目の担当教員は今後の改善点を検討し、次年度計画の参考にしているほか、図書館、教務、学生課への意見や教育設備に関する意見についても関係部署で検討し、改善に努めている。

看護学研究科において、博士前期課程（修士課程）ウィメンズヘルス・助産学専攻では、2019（令和元）年度の分野別評価受審に際して修了生の就職先からのヒアリングを行い、修了生の特性把握を行っている。助産師・保健師養成課程では国家試験合格状況、専門看護師養成課程では資格試験の合否状況を追跡している。公衆衛生学研究科では、それぞれの授業科目において、到達目標に設定している学位授与方針の項目を満たしているかどうかに基づき成績を判定している。両研究科ともに、シラバスにおいて各授業科目と学位授与方針に示した学習成果の連関を示し、成績評価によって、学習成果を把握するよう努めている。しかし、各科目の成績評価によって、どのように学習成果を測定しているかは不明確であり、今後一層の検討が望まれる。

なお、学習成果の測定については、学部・研究科において、「学修成果の評価方針・指標（アセスメントポリシー）」を定め、大学レベル・教育課程レベル・科目

レベルで在学中、卒業時の評価を行うこととしている。同方針・指標について、当該大学は評価基準を具体化する必要性を認識しており、学部においては上述のように学位授与方針に係る具体的指標としてルーブリックの作成を行うなど精緻化を進めているため、今後、着実に検討することが望まれる。

⑦　教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

看護学部では、「学部カリキュラム評価委員会」及び「ＩＲ推進室」において、点検・評価に取り組んでいる。具体的には、「ＩＲ推進室」で「学生生活実態調査」「卒業時カリキュラムについてのアンケート」「就職先医療機関に対するアンケート調査」「卒業生（卒後３年、卒後５年）アンケート」を計画的に実施し、卒業生の就職先からのフィードバックを改善に反映させていく仕組みを整えている。くわえて、入試成績、在学時成績、卒業成績の関連性を調査し、関連部署と共有することで、学生支援、入試改革、カリキュラム改革の資料として役立てている。「学部カリキュラム評価委員会」は、「ＩＲ推進室」が調査・集計した「卒業時カリキュラムについてのアンケート」から課題を検討し、「学部カリキュラム運用委員会」で改善策を検討した後、必要に応じて教授会や全教員が参加する「ＦＳミーティング」で周知し、実施している。臨地実習に関しては、「実習単位認定者会議」を月１回開催し、課題の検討や情報共有を行っている。これら点検・評価の結果は、2019（令和元）年度のカリキュラム改正につながっている。

2020（令和２）年度には、新型コロナウイルス感染症対策により、実習形態の変更を余儀なくされたが、関連委員会が連携して実習ガイドラインを修正したことで、迅速な対応が可能となった。

看護学研究科では、2017（平成 29）年度より従来の体制を研究科教授会と研究科委員会に分け、研究科教授会は、学位授与判定、入試選抜の合否判定、学籍変更等を検討し、研究科委員会は研究科の運営や課程の定期的な点検・評価に専念する体制とした。研究科委員会では、学生便覧の編纂時などに開講時期の変更や科目名の変更等を随時行うことで、改善・向上を図っている。また、学期終了時に実施した授業評価結果を議論・検討し、担当教員にフィードバックし、ファカルティ・ディベロップメント（以下「ＦＤ」という。）及びスタッフ・ディベロップメント（以下「ＳＤ」という。）と連動して教育課程、教育内容・方法の改善を図っている。

公衆衛生学研究科では、教育課程及びその内容、方法の適切性を研究科教授会で点検・評価し、改善策の実施は「カリキュラムワーキンググループ」が担っている。点検・評価の際には、学生による授業評価のアンケート結果も踏まえ、教育課程、教育内容、教育方法の改善を図るようにしている。しかし、授業評価アンケートについては、学部・研究科とも学部長・研究科長等が低評価の教員との個別面談を行

うといった取り組みは行われているものの、結果活用に関する明確な方針は認められないため、有効に活用できるよう今後の検討が望まれる。

⑧　教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）/大学院の専門職学位課程）

公衆衛生学研究科専門職学位課程では、教育課程連携協議会を設置し、当該分野における実務の専門家から教育課程の編成に関する意見や、修了生に求める人材像、学生支援のあり方等、さまざまな意見を聴取している。同協議会の構成員は、東京都福祉保健局の医療政策分野の担当部長、日本製薬工業協会の医薬品評価委員長、公衆衛生学研究科長の３名であり、オブザーバーとして教員が参加している。協議会で得られた改善意見については、研究科教授会や関連委員会に報告し、対応策を検討する体制が整えられている。

＜提言＞

改善課題

１）看護学研究科博士前期課程（修士課程）及び博士後期課程、公衆衛生学研究科博士後期課程では、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方を十分示していないため、改善が求められる。

５　学生の受け入れ

＜概評＞

①　学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

大学全体の学生の受け入れ方針として「大学の理念および教育目標に賛同し、その一翼を担おうとする意欲ある人材を受け入れる。受け入れに当たっては、国籍・宗教・障がい等を問わず、最大限妥当かつ公平な方法によって選抜する」ことを定め、これに基づき、課程ごとに学生の受け入れ方針を規定している。

看護学部では、大学全体の学生の受け入れ方針に基づき、「人に対する関心や思いやりをもつことができる人」等、８項目の求める学生像を定めている。看護学研究科では、「看護学の視点から、その領域においてリーダーシップを発揮する人材を育成するために以下のような人材を受け入れる」として、博士前期課程（修士課程）・博士後期課程それぞれに、「グローバルな視点で研究と高度実践を行うために必要な語学力」を身に付けている者等、３項目の求める学生像を定めている。公衆衛生学研究科では、専門職学位課程において「社会における人間の健康と幸福の保持・増進に寄与する高度専門職業人を養成するため、実務経験のある社会人を中心とした学生を受け入れる」として、「国際保健分野、国際機関等での実践、実務を志向する者」等の５項目、博士後期課程においては「公衆衛生の実践に従事できる

ための指導力ならびに実践力の向上を目指す者」等の２項目を掲げ、国内外から入学生を受け入れる考えを示している。

これらの学生の受け入れ方針は、各課程の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との整合性が認められる。また、学生の受け入れに関する情報は、ホームページ、募集要項等に掲載しており、オープンキャンパスや高大連携プログラムにおける高等学校訪問の際に説明している。

以上のように、学生の受け入れ方針は策定・公表されているものの、学部・研究科の受け入れ方針に、入学希望者に求める学習歴、学力水準に関する記述内容の表現がわかりづらいため、これらを明確にするよう改善が望まれる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

看護学部・看護学研究科における入学者選抜については、「聖路加国際大学入試委員会規程」に、学生の受け入れ方針、入学者選抜方法、入学選抜者試験の実施、入学者選抜に関する情報提供及び情報開示、出題関連等に関する事項が定められている。入学選抜の運営体制は、同規程に基づき、各部局長等の教職員により構成される入試委員会が設置され、入学者選抜に関わる事項について所掌している。入学選抜試験の合否については、入試選考会議を経て、看護学部教授会又は看護学研究科教授会において決定される。

公衆衛生学研究科については、「聖路加国際大学公衆衛生大学院入試委員会規程」に基づき、入学者選抜が実施されている。運営体制は、看護学部と同様に、「聖路加国際大学公衆衛生大学院入試委員会規程」に基づき入試委員会を設置し、問題の作成及び校正、面接、採点を行っている。入学試験の合否については、公衆衛生大学院入試選考会議を経て、研究科教授会において決定している。

そのほかに、方針に沿った学生の受け入れの実施に向けて、いずれの学部・研究科においても受け入れ方針を具現化するための各種試験問題を作成するよう依頼するとともに、学生の受け入れ方針を意識した面接を実施するなど、多様な入学者選抜方法に取り組んでいる。学生生徒等給付金その他の諸費用、奨学金制度については、大学案内パンフレット及び各課程の募集要項に記載され、情報提供が行われている。

以上のように、看護学部・看護学研究科、公衆衛生大学院の入学者選抜は、規程に基づき、運営体制を適切に整備したうえで、実施されている。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

看護学部では、過去５年間の入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対

する在籍学生数比率とも適切に管理されていると判断できる。

看護学研究科では、博士前期課程（修士課程）において過去に入学定員を若干、超過する年度が見られるものの、概ね適切に推移している。博士後期課程は収容定員に対する在籍学生数率がやや高い傾向にあるが、概ね適切である。

公衆衛生学研究科では、専門職学位課程においては概ね適切に管理されている。2019（令和元）年度に開設した博士後期課程については定員未充足の状況となっているため、学生の確保が課題である。

④　学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性に関しては、入試委員会で点検・評価を行い、教授会での審議、常任理事会・理事会への報告を経て、改善・向上に向けた取り組みが行われている。具体的には、看護学部では学生の受け入れ方針を 2015（平成 27）年度に改定し、入学試験科目を変更したが、志願者が大幅に減じたことから、国際性の強化を掲げ、2017（平成 29）年度には入学試験科目及び受験方式の変更、外部英語資格・検定試験の導入等を行った。その後、2019（令和元）年度には大学入試センター試験を利用するなど、学生の受け入れ方針に沿う学生受け入れに向けた改善・向上に取り組んでいる。

６　教員・教員組織

＜概評＞

①　大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部･研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学が求める教員像は、「本学の建学の精神であるキリスト教について理解をもち（信仰は問わない）、聖公会のキリスト教学校の一員として本学が果たす役割に参与する意思を持っている者」「看護保健・公衆衛生を探求している大学であることを理解し、さらに本学がこれらの領域における教育・研究・臨床実践において果たしている役割を理解し、必要に応じてその役割を担う意思をもっている者」「各自の専門領域において、学生に教授するに足りる知識と共に学ぶ姿勢を有し、また研究によって新しい知を生み出す意欲がある者」としている。

教員組織の編制方針としては、「大学・大学院・専門職大学院の各設置基準に基づき、大学・看護学部・看護学研究科・公衆衛生学研究科の理念、目的、方針（ポリシー）を実現するために必要な教員を適切に配置する」のほか計４項目の方針を明示している。この方針は、ホームページで公表されているものの、学部及び各研究科それぞれの理念・目的との連関が不明確であるため、今後は各組織における教員の編制方針を整備することが望まれる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

看護学部は看護学研究科と基本的に兼務である。教員組織は、学科目制をとり、専門領域でグループを編制し、教授がグループ長を務め、人事管理、教育の推進、研究の推進役を担う。教員組織は、常勤として教授、准教授、講師、助教を置き、聖路加国際病院から兼任教員・特命教授を任命し、常勤が担当できない科目については、客員教授、兼任教員を充てている。看護学部の教育課程は教養科目・基礎科目・専門科目の３群から構成されており、各科目群には教育研究の成果を上げるうえで十分な教員が配置されている。

公衆衛生学研究科には専任教員に加えて兼任教員を置いている。専任教員には実務家教員、外国人教員を含んでいる。兼任教員には国内外の研究機関等に所属する実務者を採用している。

専任教員は大学設置基準及び大学院設置基準、専門職大学院設置基準を満たしている。年齢構成は学部、研究科とも特定の年齢に偏ることなくバランスがとれており、男女比に関しては、専門分野の特性上、看護学部・同研究科においては女性が多いが、公衆衛生学研究科では偏りのない構成となっている。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の採用については、「聖路加国際大学教員任用規程」及び「聖路加国際大学教員選考基準」に基づき、教授、准教授、講師、助教、助手、特命教授、特任教員、客員教員、臨床教員、研究教員の選考基準等が定められている。

教授の選考については、「教授選考委員会」を設置し、「聖路加国際大学教授選考委員会細則」に基づき、原則公募により候補者を選出すること、学長面接を行い、「大学運営会議」の審議を経て、理事長が任用することが明確に示されている。教授以外は公募又は当該領域の教員による推薦によって候補者を募り、候補者について教授会にて業績諮問を行い、審査通過者に対して面接を行っている。准教授・講師の昇任については、当該領域の教員による推薦を受け、教授会において審議を行う。

教授への昇任については、「教授選考委員会」の審議となり公募となる。公衆衛生学研究科についても、同様の基準、手続が適用される。

以上のように、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

聖路加国際病院との法人一体化を機に、学内外を対象とした教育・人材育成事業

の全般を担う「教育センター」を設置し、病院を含めた学内全ての教員・職員の人材育成を担う「ＦＤＳＤ部」及び「ＦＤＳＤ委員会」を置いている。「ＦＤＳＤ委員会」は、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上への取り組み、学習支援活動の企画、運営を担っている。

「ＦＤＳＤ委員会」は、「看護系大学教職員のためのＦＤ・ＳＤマップ」に基づき、看護学研究科所属の教員全員が看護学部と兼担のため、学部教育・研究科教育に関わる固有の内容に設定せず、新任教員への職場適応を含めた系統的支援や、教職員のニーズに基づく多彩な研修を企画し実施している。2019（令和元）年度及び2020（令和２）年度では、クラスピアレビュー制度による教員間の意見交換が行われ、授業の改善や教員の士気の向上につながっている。

教育改革に向けた意欲的な取り組みを支援する「聖路加国際大学教育改革推進事業制度」、教職員の海外研修の資金援助等、組織的な支援が行われている。研究活動については、法人一体化以降、聖路加国際病院の職員が科学研究費補助金に応募できる基準を設け、科学研究費補助金への法人全体の応募件数が近年増加傾向にあり、確実な効果を上げている。

教員の業績評価に関しては、目標管理制度が導入されている。教員は年度初めに教育活動・研究活動・学内活動・社会活動の４分野の年間重点目標を設定し、上司（領域長）との面談によって定めた重点目標に対し、年２回の面接で評価を行っている。領域長は学部長・研究科長との面談により４段階の評価を実施し、年度末の評価結果が学部長・研究科長から学長に報告される。2019（令和元）年度からはティーチング・ポートフォリオの作成、学生による授業評価、英語論文数を加味するなど、多角的な評価を行っている。これらの結果は、「教学マネジメント協議会」において審議のうえ、賞与又は手当に反映させている。しかし、現在の教員評価制度は個人が設定した目標に基づくものであり、客観的な評価基準を作成する必要性が認識されていることから、一層の検討が期待される。

⑤　教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

看護学部・看護学研究科の教員組織の編制については、「財政状況」「将来構想を前提とした適切な人員配置」「教育研究の貢献度」を考慮したうえで、定期的に教授会、研究科教授会等で評価を行っている。2016（平成28）年度から2020（令和２）年度にかけては、学部・研究科の入学定員の増員による影響を考慮して編制しており、この間の教育研究活動の点検・評価をもとに2021（令和３）年度から2023（令和５）年度以降の人員計画を決定している。

一方で、公衆衛生学研究科については、2021（令和３）年度に博士後期課程の完成年度を迎えるにあたって、研究科教授会にて教員組織の体制を検討している途

中であることから、教員組織の点検・評価については、更なる充実が必要である。

7　学生支援

＜概評＞

①　学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

学生支援に関する方針を「学生一人ひとりが豊かで安定した学生生活を送ることができるよう学修環境を整え、学生が学生としての責務を果たす力と自律的に行動する態度を持ち、生涯にわたって自己の人間形成をはかることができるよう、修学支援、生活支援、進路支援体制を構築する」と定め、「聖路加国際大学学生支援センター規程」に明記している。さらに、「自己評価委員会」による検討を踏まえ、従前より定めていた「修学支援」「生活支援」「進路支援」に加え、「障がい学生支援」「留学生支援」に関する内容を追加しており、方針の充実を図っている。

同方針は、ホームページ上で公開されているとともに、「学生生活ハンドブック」にも記載されており、学生支援に関する大学としての方針を明示している。ただし、ホームページの更新が行われていない個所があるため、適時の更新に努めることが望まれる。

②　学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援の方針に基づき、学生支援の体制として、「学生支援センター」を置いている。同センターは、学生の修学支援を担う「教務部」と学生の生活支援及び進路支援を担う「学生部」を内包し、修学支援・生活支援・進路支援を連動させた支援を提供している。

修学支援としては、アドバイザー制度を運用しており、全学生にアドバイザー教員を割り当て、修学･生活･進路等の全般について、個別の確認･助言･指導等の支援を行うこととしている。グループ懇親会の開催、個別に欠席の多い学生及び単位取得困難学生との面談を通じて、支援及び相談内容は、学生カルテに記録され、担当アドバイザー、学部長、学生部長及び教務部長が閲覧・記載可能となっており、必要に応じて関係教員にも共有している。なお、障がい学生に対しても、同制度を用いて学生の課題とニーズを学生カルテや「アドバイザー制度委員会」等で連携・共有を図っている。そのほかに、オフィスアワーの設定、実習室への実習室支援員の配置（週１～２日)、「アーツルーム」への専任教員（助手）配置や図書館の 24 時間開館を行い、学生の自主学習を支援している。外国人留学生に対する支援としては、「国際・地域連携センター」を中心として、各種の手続へ同行するなど個別のニーズへの対応等を行っている。経済的支援としては、独立行政法人日本学生支援

機構等の奨学金のほか、法人が独自に運営している「聖路加国際大学貸与奨学金」等を設けている。

生活支援に関しては、学生課と健康管理室を設置しており、健康管理室では、専任の保健師が健康相談に応じるとともに、感染症の予防に関する啓発、健康手帳の配付等を行うほか、聖路加国際病院予防医療センターと連携し定期健康診断を実施している。また、同室では非常勤の学内カウンセラーによる学生及び教職員を対象とするカウンセリングも行っている。ハラスメントへの対応については、外部有識者を委員長とする「人権委員会」を組織し、学生・教職員・研究者等が受けるさまざまなハラスメント及び学習・研究・労働に関連する権利・利益等の諸問題を審議しており、リーフレットを作成し学生に周知している。さらに、実習でのハラスメントについては、実習オリエンテーション等において周知し、学生に不利益が起こらないよう実習機関と実習担当教員との連携を図っている。

進路支援については、学部３年次後期から４年次前期までの約半年の期間に、該当学年の全学生を対象とするガイダンスを年３～４回開催している。また、学生部、学生部教員及びアドバイザー教員が相談窓口となり、進路に関する個別相談にも随時対応している。

新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下では、学生の状況を確認するため、アドバイザー教員から全ての担当学生にコンタクトを取るプロジェクト、学生支援募金の実施、遠隔授業対応のための機器貸与、学習支援システムの使用説明等、既存のアドバイザー制度を基盤として、学生のために必要と考えられる支援を実施している。

以上のことから、学生支援の方針に掲げた学生支援が学生のニーズを捉えて適切に行われているといえる。

③　学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性に関する検討は、「学生部定例会議」において行っており、同会議ではＰＤＣＡサイクルの取り組みとして①学生生活支援、②国家試験対策、③就職支援、④メンタルヘルスの４つの柱を検討しているとする。「学生部定例会議」による検討の結果は「自己評価委員会」に報告されている。また、学生支援の方針は、「自己評価委員会」において検証し、見直し・改正が必要と判断された場合は、「大学運営会議」の承認を経て行うこととしている。

今後は、内部質保証の手続に従い、一層の改善・向上に向けた取り組みを実施することが望まれる。

８　教育研究等環境

＜概評＞

①　学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究活動の環境や条件を整備するための方針としては、「学校法人聖路加国際大学組織規程」に「法人は、本規程に定める組織の規模に応じ、必要にして十分な広さの校地・校舎等を配備するとともに、教育研究等の環境整備については、学生および教職員が学習および教育ならびに学術研究に専念できるよう、安心かつ快適な環境を整備することを基本方針とする」と明示し、学内で共有されている。

以上のように、教育研究等環境に関する方針を適切に定め、学内で共有している。

②　教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

教育研究等環境整備に関する基本方針のもと、校地・校舎として、本館校舎（中央区明石町）・２号館校舎・聖路加臨床学術センター（中央区築地）、運動場用地（埼玉県ふじみ野市）・実習施設（神奈川県鎌倉市）の５か所を有し、大学及び大学院設置基準上の必要な施設・設備等を満たしている。

本館校舎には教室・研究室、講堂、コンピュータ室、図書館、ラーニング・コモンズ、学生ラウンジ、学生自治会室を、聖路加臨床学術センターに講義室、演習室、シミュレーションセンター、研究室、講堂を備えている。また、２号館校舎には大学院講義室、修士ラウンジ、博士ラウンジ、共同研究室、演習室、ミーティングルーム、交流ラウンジ等の施設・設備を整えている。

キャンパス・アメニティとしては、本館校舎には前面に芝生庭園があり、学生が憩える場として利用されている。２階には学生ラウンジが設置され、昼食や学生交流の場としてだけでなく、図書館と連動した学習エリアとして 24 時間利用することができる（2020（令和２）年度は中止）。３階に設置されたラーニング・コモンズでは、大小の部屋ごとにグループ学習や自己学習等目的に適した机椅子配置がなされ、アクティブ・ラーニングを促進する学習場所として活用されている。

校地・校舎・施設・設備の維持・管理については、管財課が一元的に管理を行っており、必要に応じて外部業者にアウトソーシングし、管理している。本館、聖路加臨床学術センター、２号館ともに耐震基準を満たし、管財課によって定期点検・整備が行われ、非常災害時の安全・衛生確保として、災害用物品の備蓄や毎年の訓練実施等の取り組みが行われている。職場の衛生管理としては、労働安全衛生法に基づき、「衛生委員会規程」を定め、「衛生委員会」を毎月開催している。

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みであるが、「学校法人聖路加国際大学ネットワーク運用細則」に従い、教職員及び学生がコンピュータルーム・

メディアルームを利用しており、「学校法人聖路加国際大学情報セキュリティ方針に関する細則」に情報倫理について明示し、サイバー攻撃に関する講演会を行うなど組織的に鋭意取り組んでいる。また、大学では「学生情報システム委員会」で、ネットワーク運用細則を具体的にわかりやすく説明した「聖路加国際大学情報倫理ガイドブック」を各年度の「学生生活ハンドブック」巻末に付し、配付している。また、学習支援システム「manaba」には全学生向け「サイバー攻撃手法と対策手段」コースを設けている。

以上のように、当該大学は必要な施設・設備を適切に整備している。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

学術情報サービスを提供する施設として図書館とラーニング・コモンズがある。このうち、図書館は 2014（平成 26）年度の法人一体化に伴い図書館を「学術情報センター」に発展させ、教育研究の重要な拠点となっている。閲覧席、利用者用情報端末等を備え、開館時間は原則として８時から 19 時までであるが、カード認証により学生・教職員ともに 24 時間利用可能となっている。2019（令和元）年度の実績からは、入館者数も多く、学生の利用率が高いことがわかる。

図書館には医学系資料や文献、利用者の要求を熟知した常勤の司書（統括を含む）を配置し、質の高いサービスを提供している。図書資料の整備において、収集・管理については、「蔵書構築方針」に従って系統的に行われ、蔵書数、視聴覚資料、購読雑誌、電子ジャーナル、電子ブック、データベース等、充実した資料が備えられている。また、随時、学生・教職員から図書館システムを通じ購入希望を受け付けており、複数の書店による全学的な見計らい選書会を実施している。データベースに関しても、国内の大学ではほとんどない医薬学データベースを契約しており、これを卒業研究や修士論文で利用する学生が増加している。

ラーニング・コモンズは、「学習コミュニティ支援室」が中心となり学習支援サービスを実施しており、図書館資料を持ち出して利用できるよう図書館と同様にＢＤＳ（Book Detection System）が整備され、その結果、図書館の座席数不足の改善につながっている。「学習コミュニティ支援室」には司書と研究職及びライティング指導の経験がある職員を配置し、ラーニング・コモンズにおける学習支援、情報リテラシーの授業の担当、遠隔授業における著作物利用の支援、機関リポジトリ等による研究成果の公表支援を行っており、評価できる。

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツに参加し、目録情報を共有するとともに看護学領域を中心とした文献や図書を提供している。また、私立大学図書館協会、日本医学図書館協会、日本看護図書館協会にも加盟し、相互貸借や職員研修、情報交換に役立てている。学術情報へのアクセスに関する対応として、図書館資料

へのアクセス、学術情報へのアクセス支援、機関リポジトリとオープンアクセスについて、それぞれ充実した支援を行っている。

このほか、著作物利用の支援として 2015（平成 27）年より大学学習資源コンソーシアムに加盟し、動向把握に努め、教員への研修会開催、情報提供を行っている。また、「授業目的公衆送信補償金制度」（2018（平成 30）年創設）への対応は、2020（令和２）年度に緊急的かつ特例的な運用が認められる一方で、遠隔授業における著作物利用の要領を作成し、教員に周知させ対応している。

以上のことから、充実した図書館、学術情報サービス等を整備しているといえる。

④　教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究活動については、日本学術会議による声明「科学者の行動規範（改訂版）」に準拠して、３項目からなる「聖路加国際大学の研究に対する基本的な考え方」を作成しており、これを各教員に告知して研究活動を推進している。

専任教員の学内研究費は、教育研究を助成する目的で一律交付し、「学内研究費の使用基準について」を明示して、これに基づいて適切に管理している。くわえて、外部資金獲得のための支援として、2019（令和元）年に研究助成課・研究管理部・産官学連携室（現：産官学連携・研究サポート室）の３部署から成る「研究推進センター」を設置し、多面的に研究者支援をしており、2019（令和元）年度以降、申請者数が増加するとともに、新規課題採択率が高くなっていることは評価できる。

研究サポート等については、医科学研究センター・予防医療センター・臨床疫学ＨＴＡセンター・教育センター等の各センターにおいて充実した研究サポートが行われている。研究環境について、教員の研究室は、専任教員の助教・講師は共同研究室、准教授以上は個人研究室を持ち、24 時間利用を可能としている。また、ミーティングルームやラウンジがあり、打合せ等に利用できる。

教員は裁量労働制の労働形態であり、授業・実習等の教育部分とのバランスを考慮しつつ研究エフォートを確保している。また、教員の研究時間や研究専念期間の保証については、サバティカル・リーブの制度（取得期間は６ヶ月）を設け、専任教員として６年以上引き続き勤務した教授、准教授、講師、助教に適用され、その後の教育研究に反映させることが期待されている。このサバティカル・リーブの期間中、教員は大学院学生指導・入試業務を除き、授業その他一切の学務を免除され、制度適用者の担当職務は他の教員が臨時に補充することを原則とし、2020（令和２）年度は４名の教員がこの制度を取得している。

人的支援については、ティーチング・アシスタント（ＴＡ）として毎年多くの大学院学生が登録し、講義や演習、実習の準備・指導、授業補佐、試験監督等の教育補助を担っている。リサーチ・アシスタント（ＲＡ）は、博士後期課程に在籍する

大学院学生が登録し、教員の研究活動の推進力となり、研究チームに加わることで研究者として経験を広げる役割を担っている。また、ラーニング・アシスタント（ＬＡ）として、採用後教育プログラムを受講した学部２年次以上の学生が講義や演習、実習の準備・授業補佐等、教員の補助を行っている。

新型コロナウイルス感染症への対応・対策も実施しており、「学術情報センター」では、在宅学習支援のための新規コンテンツの契約、授業用オンライン学習契約の支援を行っている。在宅学習、社会人学生へのリモートアクセス支援では、在宅でも学内と同様に利用できるよう、イントラへの案内掲示等を行っている。ラーニング・コモンズには研究職経験者、ライティング指導経験者を配置し、英語・日本語双方のアカデミック・ライティングを遠隔でも支援できる体制としている。同じくオンライン会議システムを活用し、文献検索相談、検索ガイダンス等も通常と同じサービスを提供できるよう充実を図っている。さらに、「教育センター」の「ＦＤＳＤ部」の新入教職員オリエンテーションでは、オンライン学習に活用できるシステムや教材の使い方等を研修内容に組み込むなど、新型コロナウイルス感染症対応時における遠隔授業の導入支援に寄与している。

以上のように、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っており、適切である。

⑤　研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

教職員、大学院学生等の研究者が行う研究について、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」及び関連する各種指針等に基づいて、「学校法人聖路加国際大学研究倫理審査取扱規程」「学校法人聖路加国際大学研究倫理審査委員会標準業務手順書」等の学内規程を定めており、「研究倫理審査委員会」で教職員の研究活動が、倫理的配慮及び科学的妥当性が確保されているか審査したうえで、適正に対応している。

研究倫理教育としては、研究実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受ける場として、e-learning を用い研究倫理教育を実施している。また、継続して教育・研修を受ける機会として、年に１回学内セミナーの開催等を設けている。

研究活動における不正行為防止に関する取り組みについては、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「学校法人聖路加国際大学研究不正対応に関する取扱規程」を制定し、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における対応について必要な事項を定めている。

以上のように、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応している。

⑥　教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その

結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性については、「学術情報センター」と「研究推進センター」のそれぞれにおいて点検・評価を行い、それぞれの評価結果を「自己評価委員会」に報告している。「学術情報センター」では、毎月の活動報告を「事務連絡協議会」へ、また、年次統計を学術情報基盤実態調査等に提出している。これらの蓄積により、蔵書利用、予算の推移、課題の抽出等を行うとともに、他大学との比較を可能としている。また、国際的な図書館サービスの評価ツールを用いた調査やラーニング・コモンズの調査も実施している。「研究推進センター」では、研究管理部、研究助成課、産官学連携・研究サポート室の３部署が月１回のセンター会議で各部門の進捗、問題点を報告している。

以上のように、教育研究等環境の適切性について適切に点検・評価を行っている。

９　社会連携・社会貢献

＜概評＞

①　大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

大学の理念に基づいて、国際連携室、ＰＣＣ開発・地域連携室、「ＷＨＯコラボレーティングセンター」（ＷＨＯＣＣ）という３つの組織で構成される「国際・地域連携センター」を設置しており、「聖路加国際大学国際・地域連携センター規程」において「組織内の有機的な連携体制のもと国際展開を図るための施策を企画・立案・実施し、『グローバルヘルスへの貢献』『日本の医療の世界への発信』『医療人としての国際的な視野の涵養』『世界の動向・健康問題や、地域・市民とのパートナーシップにもとづく研究活動および地域連携活動』を実現すること」をその目的に定めている。また、2019（令和元）年度より、「産官学連携・研究サポート室」を設置しており、「産官学連携・研究サポート室規程」に聖路加国際病院、大学院看護学研究科、公衆衛生学研究科における教育研究活動に係る知的財産の創出支援と社会への還元を役割とすることを明記している。当該大学は、両規程を、グローバルな視点で社会に還元するための社会連携・社会貢献の方針としている。

ただし、実際の社会連携・社会貢献活動は、キリスト教の愛の精神に基づき設置された「キリスト教センター」「国際・地域連携センター」「教育センター」「研究センター」の４つの組織が中核となっている。また、「国際・地域連携センター」は「社会連携・社会貢献を担う部署のひとつ」と位置づけられており、「産官学連携・研究サポート室」も社会連携・社会貢献の役割を担っている。上記２つの方針は、それらの活動も含めた全学的な社会連携・社会貢献に関する方針とはなっていないため、一層の検討が望まれる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

社会連携・社会貢献に関する取り組みは、大学の理念でもあるキリスト教精神に基づき、さまざまな組織で行われている。例えば、「国際・地域連携センター」に設置している「ＰＣＣ開発・地域連携室」で、現代の少子高齢社会で生じている健康問題や社会の動向を看護の視点からグローバルに捉え、科学的根拠を集積し、看護の提供方法を開発・研究することを目的に、市民と保健医療従事者のパートナーシップのもとに多様な事業を行っている。まず、「聖路加健康ナビスポット：るかなび」では、事務職員、非常勤看護師、聖路加国際病院所属の市民ボランティアが協働し、健康相談、健康チェック、関連図書の閲覧等の健康情報を提供するサービスをしている。また、「ナースクリニック」として、地域で暮らす多様な背景を持つ人たちに対して、大学看護教員が「事業主」となり、市民ボランティアや学外の専門職とパートナーを組み事業を展開しており、病院では対応しきれない患者の悩みに応えるとともに、そこで得た知見を教育や研究に還元している。これらの取り組みは、学部学生・大学院学生に対するＰＣＣの実践教育の場としても活用されており、高く評価できる。

大学における研究成果を社会にわかりやすく公開する取り組みも行っており、特に小学生を対象とした「ひらめき☆ときめきサイエンス―ようこそ大学の研究室へ―」（日本学術振興会科学研究費助成事業）は、子どもたちに命の誕生を通じて普遍性や多様性を伝える場としており、今後は対象を中・高校生にまで広げる予定である。さらに、「産官学連携・研究サポート室」において、外部組織との共同研究を行っており、研究件数も順調に伸びており、今後更なる成果を期待できる。

そのほかに、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下においては、大学教員、医師、看護師等にて構成されるチームが、区立の介護施設を訪問し、感染対策に対するコンサルテーションを実施するほか、企業や自治体、近接病院と連携して、市民を対象とした健康講座等を実施するなど、新型コロナウイルス感染症に対応した事業を展開している。

国際連携においては、11 か国の大学や機関と学術交流協定を締結しており、学生交換や研究交流の実績を重ねてきている。特に、アジア・アフリカ地域における国際共同研究、国際セミナー開催、交流事業等、日本学術振興会の研究拠点形成事業では、同地域の母子保健に関する若手研修者、看護師・助産師の育成等に取り組んでいる。留学生や博士後期課程の日本人学生のフィールドにもなっており、学位取得者を輩出し、新たな研究課題採択へとつながるなど成果を生み出していることは高く評価できる。なお、これらの取り組みは、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、現在はオンラインでの国際交流、研究活動を継続的に実施している。ま

た、「WHOコラボレーティングセンター」は、WHO（世界保健機関）が掲げる健康目標達成のために必要な専門的助言や技術協力を 30 年以上行っており、国内外の連携組織や国際機関との交流、共同研究、セミナーの合同開催等を通じ、国際的な人材育成を行っている。当該大学とWHO本部、各コラボレーティングセンターと有機的に連関して、更なる成果が期待できるうえ、国際経験が人格形成において優れた教育効果を発揮するという考えに基づき、学生がさまざまな形で国際交流に関われるような仕組みを設けている。

③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

社会連携・社会貢献活動に関する点検・評価は、「ＰＣＣ開発・地域連携室会議」及び「ＰＣＣ事業主会議」のもとで、事業ごとに吟味し事業報告を行っている。また、アンケート結果等により、利用者数の増加や満足度が向上していることを把握している。特に「聖路加健康ナビスポット：るかなび」「ナースクリニック」は実践研究と社会貢献活動を連関させた取り組みであり、利用者の満足度も高く、実績を上げている。これらを含めて今後のＰＣＣ事業の発展を期待したい。

大学としての社会連携・社会貢献の適切性は、各部署の活動を通じて点検・評価を行っている。大学全体として、各部署の実態、改善、課題については「自己評価委員会」にて定期的に確認を行っており、毎年大学全体の重点目標を掲げ、四半期ごとに評価を実施する体制をとっている。また、いずれの部署も委員会（国際連携推進委員会分科会、ＷＨＯＣＣ運営委員会、ＰＣＣ開発・地域連携室会議等）との定例会議にて月次の活動報告を実施しており、委員からフィードバックを受け、改善・向上に取り組んでいる。

＜提言＞

長所

１）「聖路加健康ナビスポット：るかなび」では、市民ボランティアと協働し、健康相談、健康チェック等の健康情報を提供するサービスをしている。また、「ナースクリニック」として、地域で暮らす多様な背景を持つ人たちに対して、大学看護教員が「事業主」となり、市民ボランティアや学外の専門職とパートナーを組み、病院では対応しきれない患者の悩みに応えるとともに、そこで得た知見を教育や研究に生かしていることは評価できる。さらに、アジア・アフリカ地域において、同地域の母子保健に関する若手研修者、看護師・助産師の育成等に取り組み、それらの研究拠点を留学生や博士後期課程の日本人学生のフィールドとして、新たな研究課題の創出へとつなげるなどの成果を生み出しており、大学の教育を国際社会に還元するとともに、学生に対するＰＣＣ（市民主導の健康生成：

People-Centered Care）の実践教育の機会としていることは、評価できる。

10　大学運営・財務

（１）大学運営

＜概評＞

①　大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

大学の理念・目的、中期計画を実現するため、大学運営に関する方針を「理念・目的および中・長期計画実現のため、教職員の協働のもと効率的・効果的な管理運営を行うべく、組織を整備するものとする」と定めており、ホームページ上に公開している。また、同方針は学内イントラネットを用いて教職員に周知していたが、より認知度を高めるため、2020（令和２）年度からは「教育会議」において全教職員への周知を図っている。

以上のことから、大学運営に関する大学としての方針は適切に明示しているといえる。なお、同方針の内容として「学長の責任ある判断が可能な体制の構築、学内構成員の意見も参考にした大学運営の実現、大学と法人の権限と責任」に関する記述がないが、継続的な見直しを行うことを予定しているとしているため、適切な方針の策定に関して検討することが期待される。

②　方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

教授会の役割・権限は、2015（平成 27）年度の学校教育法施行規則等の改正に伴い見直しを行っており、学則、大学院学則及び公衆衛生大学院学則に明示しており、各教授会を学長の諮問機関と位置づけている。

各役職の選任方法及び権限・役割等は、規程に定められている。例えば、学長については、「聖路加国際大学学長任用規程」に「学長推薦委員会」が推薦する学長候補者のなかから、理事会の議を経て理事長が任命すると規定している。また、「聖路加国際大学学長任用細則」及び「学校法人聖路加国際大学理事会委任規程」に理事会承認に至るまでの手続を規定している。さらに、その権限は、「学校法人聖路加国際大学理事会委任規程」に「学長は、聖路加国際大学の校務をつかさどり、教職員を統括する」と明記されている。看護学部長、看護学研究科長、公衆衛生学研究科長についても、それぞれの任用規定を定め、その権限を規定している。

法人組織として、理事会、評議員会、常任理事会を置くこととしている。理事会の審議事項は「学校法人聖路加国際大学理事会委任規程」に規定されており、評議員会の諮問事項については「学校法人聖路加国際大学寄附行為」に規定している。

さらに、常任理事会の審議事項は「学校法人聖路加国際大学常任理事会規程」に規定している。

教学組織の運営は、常任理事会から諮問を受けた「大学運営会議」が担っている。所管事項を大学の教育研究の基本方針、重要な事業の計画・実施及び教員の任用や主要人事等、大学の運営に関する全般としており、これらの内容は「聖路加国際大学大学運営会議規程」に規定している。

危機管理に関する組織として、「学校法人聖路加国際大学危機管理規程」に基づき、「災害対策委員会」「利益相反マネジメント委員会」「人権委員会」「個人情報保護対策委員会」等を設置している。また、常任理事会では、半年に一度、災害や情報セキュリティ、学生実習、人事・労務、訴訟、報道及び財務等、さまざまなリスク分析を行うこととしている。また、大学災害対策委員会の主導で、災害対策マニュアルの見直しや防災訓練（2020（令和２）年度は中止）を行っており、今後も引き続き着実な対応を実施していくことが望まれる。

以上のように、学長等の権限及び役割を規程上に明示し、法令及び規定に沿った大学運営を行っているとともに、危機管理の取り組みも行われている。

③　予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算編成については、財務経理課が中心となり、その他法人事務局、人事課、管財課等の職員から構成される予算策定チームが所管している。予算策定チームから学内各組織に対して、次年度の事業計画及び予算申請書の提出について指示があり、各組織は当該年度の実績及び次年度の計画をもとに事業計画及び予算申請書を予算策定チームに提出する。提出された資料をもとに、予算策定チームが必要に応じてヒアリングを行い精査し、常任理事会、評議員会及び理事会の審議を経て次年度予算が確定する。

予算執行については、10 万円未満の支出は所属長の承認により執行可能としている。10 万円以上の支出については、稟議書を起案し支出区分及び金額の多寡に応じて理事長、学長、常務理事、法人事務局長、総務部長等の承認後に予算執行する手続としており、予算を超える執行を防止している。

以上の内容から、「学校法人聖路加国際大学寄附行為」及び「学校法人聖路加国際大学会計規程」に基づき適切な予算編成・執行が行われているといえる。

予算執行管理、執行及び決算については、監事監査と公認会計士の監査を受けている。監事監査は毎年決算終了後に帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と判断される監査手続を用いて計算書類の適正性を検討している。公認会計士は会計帳簿や現金預金等の実地監査を行い、会計処理が学校法人会計基準に合致し、適切に実施されているか検証している。これらの監査手続により、適切な会計処理が行われている。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っているといえる。

④　法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

「学校法人聖路加国際大学組織規程」に法人運営の組織として、法人事務局、人事センター、財務部及び情報システムセンター等を設置することを規定している。また、同規程に「大学運営会議」「学生支援センター」及び大学事務部を置くことを規定している。

職員の採用については、「学校法人聖路加国際大学就業規則」に手続を明示し、規則に沿って運営している。また、職制における基準や等級・役割基準並びにポイント制度を導入しており、これらと目標管理制度を組み合わせ、適切な人事考課を行っている。

業務内容の多様化、専門化に対応するため、一般社団法人日本私立大学連盟、独立行政法人日本学生支援機構が開催する研修会、カリキュラムコーディネーターやＩＲに関するセミナー等、学外の研修会を積極的に活用し、大学職員の業務の多様化、専門化に対応するための体制を整備している。

大学運営における教員と職員の連携について、教学に関する会議・委員会に職員も構成員として参画し、各組織体においてそれぞれの専門性を発揮し教職協働で大学の理念・目的の実現に向けて取り組んでいることは、当該大学の特色として評価できる。

職員に対する業務評価は、目標管理制度を活用しており、半期に一度、大学や自部署の目標・計画に基づく職員個人の目標を一次評価者との面談を経て設定している。各期末に自己評価を行い、一次評価、二次評価及び人事課による部署間調整を経て最終決定され、これらの評価結果に基づいて職員の賞与や昇給、昇格といった処遇に反映される仕組みとなっている。

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けており、機能していると評価できる。

⑤　大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員及び教員の資質向上を図るため、「教育センター」を中心として年間を通じてＳＤを開催している。これらのＳＤは、職員全員が最低１回は受講するよう義務付けている。内容は高等教育の最新の動向、個人情報保護、感染対策、パソコンスキル、ＴＯＥＩＣ®対策講座等多岐にわたる。一方で、実施する内容について、大学に所属する職員に特化した内容ではないことを認識しており、2021（令和３）年度から、「ＦＤＳＤ委員会」委員の事務職員数を増員し、大学職員に対して有用

で教職協働を更に促進できるようなＳＤの内容及び実施方法を検討することとしているため、今後はより一層多様なＳＤを計画的・組織的に実施することが期待される。

⑥　大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

監査は、内部統制・監査室が事務組織の複数部署を対象に内部監査を実施し、各部署の業務内容や人員体制、運営上のリスクの分析等を行っている。その結果については、常任理事会に報告し、課題及び改善策の検討、対応を行っている。さらに、監事による業務監査を年に複数回行い、大学運営の適切性について客観的な評価を得ているとしている。

大学運営の適切性に関する点検・評価については、「自己評価委員会」の活動のなかで行っており、「点検・評価規程」に点検・評価内容を規定している。一方で、現体制で大学運営の適切性を点検・評価することとなったのが 2020（令和２）年度途中からであるとしており、今後は大学基準に沿って体系的に点検・評価を行い「大学運営会議」に報告するプロセスとしているため、着実な実施が望まれる。

2020（令和２）年度に「外部評価委員会」を設置し、「自己評価委員会」での点検・評価に対して客観的な評価や助言を得ることとしている。「外部評価委員会」での指摘事項については、「自己評価委員会」において対応策、対応方法、主管部署を検討し、対応状況を評価することとしている。

以上のことから、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行う体制は整備されつつあるが、今後の着実な実施が望まれる。

（２）財務

＜概評＞

①　教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

2018（平成 30）年に 2025（令和７）年までの法人全体の中期計画を示した「The Art of Quality」を策定している。そして、同計画を実行するため、各年度の事業計画書のなかで、中期計画に基づく大学の経営基盤を確立するための方策をまとめている。また、財務関係比率については、毎年度決算終了後に、貸借対照表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支計算書の関係比率を経年的に比較検討し、その結果を事業報告書にまとめている。

しかし、これらは単年度の財務運営の取り組みであり、中・長期の財政計画とは認められない。20 数年後に想定される大学施設の建替え工事や法人全体の財務の安定のためにも、具体的な数値目標を明確にした中・長期の財政計画を策定し、そ

の実現に向けた施策を着実に実行することが望まれる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「保健単一学部を設置する私立大学」の平均と比べ、法人全体では、人件費比率は低いが、教育研究経費比率は平均を下回っており、事業活動収支差額比率は平均よりも低くマイナス基調となりつつある。また、大学部門は、入試制度改革、募集定員増、公衆衛生大学院の設置等、収入増加のための取り組みを行っているものの、多くの財務関係比率が同平均を下回っている。

貸借対照表関係比率は、純資産構成比率は平均よりも高い値で推移しているが減少傾向にある。さらに、「要積立額に対する金融資産の充足率」は、一定の水準を確保しているものの、2019（令和元）年度の電子カルテ等の新システム導入で外部負債が増加していることにより減少傾向にあり、教育研究活動を遂行するうえで必要な財政基盤の確立に向けて更なる努力が求められる。

外部資金の獲得については、「研究推進センター」による研究者支援を積極的に行っており、科学研究費補助金の採択率も高く、採択件数・受入金額も順調に推移しており評価できる。

＜提言＞

改善課題

１）「要積立額に対する金融資産の充足率」は一定の水準にあるものの、減少傾向であり、法人全体及び大学部門での事業活動収支差額比率がマイナスで推移している。財政状況が悪化しているにも関わらず、財政計画が策定されていないことから、今後は具体的な数値目標を明確にした中・長期の財政計画を策定するとともに、その実現に向けた施策を着実に実行することで、教育研究活動を遂行するうえで必要な財政基盤の確立に向けて更なる努力が求められる。

以　上

聖路加国際大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料			
	資料の名称	ウェブ	資料番号
1　理念･目的	聖路加国際大学ウェブサイト（情報公開　寄附行為）	○	1-1
	聖路加国際大学学則		1-2
	聖路加国際大学大学院学則		1-3
	聖路加国際大学公衆衛生大学院学則		1-4
	聖路加国際大学ウェブサイト（聖路加国際大学について　理念・目的）	○	1-5
	聖路加国際大学ウェブサイト（公衆衛生大学院）	○	1-6
	聖路加国際大学ウェブサイト（大学を紹介するパンフレット）	○	1-7
	聖路加国際大学ウェブサイト（看護学部　シラバス　自校史と看護史）	○	1-8
	明るい窓 2021 年 1 月号		1-9
	学生便覧　看護学部		1-10
	学生便覧　看護学研究科		1-11
	学生便覧　公衆衛生学研究科		1-12
	The Art of Quality　St.Luke's Vision 2025	○	1-13
	2019 年度事業報告書	○	1-14
2　内部質保証	聖路加国際大学点検・評価規程		2-1
	聖路加国際大学学部カリキュラム運用委員会規程		2-2
	聖路加国際大学看護学部カリキュラム改革委員会規程		2-3
	聖路加国際大学大学院看護学研究科研究科委員会規程		2-4
	聖路加国際大学公衆衛生大学院研究科教授会規程		2-5
	聖路加国際大学外部評価委員会細則		2-6
	聖路加国際大学における内部質保証の概念図案		2-7
	2020 年度自己評価委員会議事録		2-8
	聖路加国際大学　教育に係る方針等に関する規程		2-9
	2019 年度年次報告書大学・共管組織		2-10
	聖路加国際大学ウェブサイト（情報公開　財務情報）	○	2-11
	聖路加国際大学ウェブサイト（大学の取り組み）	○	2-12
3　教育研究組織	聖路加国際大学ウェブサイト（情報公開　財務情報　組織図）	○	3-1
	クリティカル・ナース・エデュケーター（CNE）について		3-2
	聖路加国際大学国際・地域連携センター規程		3-3
	毎週水曜日配信コロナ最新情報		3-4
	本学の新型コロナウイルス感染症予防対策指針まとめ		3-5
	学校法人聖路加国際大学経営戦略会議規程		3-6
	学校法人聖路加国際大学大学運営会議規程		3-7
	中央区・学校法人聖路加国際大学連携協議会規程		3-8
	聖路加国際大学ウェブサイト（情報公開　各種アンケート調査　就職先医療機関に対するアンケート調査結果 2020）	○	3-9
	看護学部・看護学研究科および看護部連携会議		3-10
4　教育課程・学習成果	看護学部カリキュラムマップ		4-1
	看護学研究科カリキュラムマップ		4-2
	本学の科目ナンバリング構築	○	4-3
	委員会・ワーキンググループ一覧		4-4
	2020 年度前期授業について		4-5

4　教育課程・学習成果	2020 年度学内実習・演習マニュアル		4-6
	臨地実習における COVID-19 感染防止対策（学生用）		4-7
	2020 年度第 3 回研究科委員会議事録　議題 11		4-8
	前期履修登録について		4-9
	2020 年度聖路加国際大学シラバス作成のためのガイドブック		4-10
	オンライン授業・演習・実習、病棟実習		4-11
	公衆衛生学研究科シラバス作成依頼_2020 年度版		4-12
	成績評価および GPA について	○	4-13
	聖路加国際大学大学院看護学研究科博士後期課程規程		4-14
	聖路加国際大学公衆衛生大学院博士後期課程規程		4-15
	公衆衛生大学院博士後期課程（DrPH）論文作成の手引き（2020 年度）		4-16
	実習レベル目標		4-17
	学生生活実態調査	○	4-18
	卒業時カリキュラムについてのアンケート	○	4-19
	卒業生（卒後 3 年、卒後 5 年）アンケート	○	4-20
	卒業生動向調査結果報告書	○	4-21
	2019 年度教育課程連携協議会議事録		4-22
	実践課題作成要領（MPH）Guidelines for Capstone Project（学生用）		4-23
5　学生の受け入れ	聖路加国際大学ウェブサイト（学部アドミッションポリシー）	○	5-1
	高大接続イベント報告（入試事務室報告）		5-2
	看護学部募集要項	○	5-3
	看護学研究科募集要項	○	5-4
	公衆衛生看護学研究科募集要項	○	5-5
	聖路加国際大学入試委員会規程		5-6
	公衆衛生大学院入試委員会規程		5-7
	聖路加国際大学グローカル奨学金募集要項	○	5-8
6　教員・教員組織	学校法人聖路加国際大学就業規則		6-1
	聖路加国際大学教員選考基準		6-2
	聖路加国際大学ウェブサイト（求める教員像および教員組織の編制方針）	○	6-3
	2020 年度聖路加国際大学教員組織一覧表		6-4
	2019 年度教育会議に関する資料		6-5
	聖路加国際大学教員任用規程		6-6
	聖路加国際大学教授選考委員会細則		6-7
	聖路加国際大学教育センター規程		6-8
	看護系大学教職員のための FDSD マップ（改定中案）		6-9
	クラスピアレビュー実施について		6-10
	2020 年度聖路加国際大学新任教員ハンドブック		6-11
	聖路加国際大学教育改革推進事業規程		6-12
	聖路加国際大学ミセスセントジョン記念教育基金運営規程		6-13
	聖路加国際大学ミセスセントジョン記念教育基金運用細則		6-14
	＜教員＞重点目標・達成度評価について		6-15
	重点目標・達成度評価　評価者一覧		6-16
	重点目標・達成度評価表		6-17
	聖路加国際大学ティーチング・ポートフォリオに関する細則		6-18
	2020 年度ティーチング・ポートフォリオ作成要領		6-19
	聖路加国際大学教員顕彰等に関する規程		6-20
7　学生支援	聖路加国際大学学生支援センター規程		7-1
	学生生活ハンドブック 2020		7-2
	アドバイザー制度の手引き		7-3
	国試対策 FD 研修会のお知らせ		7-4
	実習室支援員について		7-5
	祝福式		7-6
	聖路加国際大学ウェブサイト（聖路加同窓会　ホームカミングデー）	○	7-7
	聖路加国際大学チャペルアワー委員会規程		7-8

7　学生支援	大学学生表彰規程、関連資料		7-9
	学生健康管理室個別相談数一覧（2019 年度、2020 年度）		7-10
	学生健康管理室お知らせ一覧（2019 年度、2020 年度）		7-11
	学校法人聖路加国際大学ハラスメントの防止等に関する規程		7-12
	聖路加国際大学ウェブサイト（情報公開　就職先の状況　看護学部）	○	7-13
	聖路加国際大学ウェブサイト（情報公開　修了後の進路　看護学研究科）	○	7-14
	聖路加国際大学ウェブサイト（情報公開　修了後の進路　公衆衛生学研究科）	○	7-15
	FDSD 研修会　大学における自死予防の取組（筑波大学講師による FDSD 研修）		7-16
	ルカの窓口　こころ・からだ案内		7-17
	ルカチューブ・聖路加コミュニティを元気づけるプロジェクト		7-18
	在宅学習環境整備に関する相談窓口における機器貸出一覧		7-19
	アドバイザー制度の満足度（学生生活実態調査より）		7-20
	看護師・保健師・助産師国家試験合格率結果推移	○	7-21
8　教育研究等環境	学校法人聖路加国際大学組織規程		8-1
	聖路加国際大学建物耐震化率	○	8-2
	学校法人聖路加国際大学ネットワーク運用細則		8-3
	学校法人聖路加国際大学情報セキュリティ方針に関する細則		8-4
	manaba「サイバー攻撃手法と対策手段コース」		8-5
	蔵書構築方針　第 6 版		8-6
	聖路加国際大学学術情報センター図書館 2019 年度統計		8-7
	聖路加国際大学ラーニング・コモンズ運用細則		8-8
	ラーニング・コモンズへようこそ		8-9
	＜看護学部・看護学研究科＞学内研究費の使用基準について		8-10
	＜公衆衛生大学院＞学内研究費の使用基準について		8-11
	大学における研究活動について（科研費等資料）		8-12
	産官学連携・研究サポート室（旧産官学連携室）年次報告書		8-13
	聖路加国際大学医科学研究センター規程		8-14
	聖路加国際大学臨床疫学 HTA センター規程		8-15
	聖路加国際大学聖路ルカ・アカデミア実行委員会運営規程		8-16
	聖路加国際大学サバティカル・リーブ規程		8-17
	聖路加国際大学サバティカル・リーブ細則		8-18
	聖路加国際大学サバティカル・リーブ内規		8-19
	聖路加国際大学ティーチング・アシスタント規程		8-20
	聖路加国際大学ティーチング・アシスタント細則		8-21
	聖路加国際大学リサーチ・アシスタント規程		8-22
	聖路加国際大学リサーチ・アシスタント細則		8-23
	聖路加国際大学ラーニング・アシスタント規程		8-24
	聖路加国際大学ラーニング・アシスタント細則		8-25
	学校法人聖路加国際大学研究倫理審査取扱規程		8-26
	学校法人聖路加国際大学研究倫理審査委員会標準業務手順書		8-27
	学校法人聖路加国際大学研究不正に関する取扱規程		8-28
	学校法人聖路加国際大学聖路加国際病院臨床研究法における利益相反管理に関する標準業務手順書		8-29
	学校法人聖路加国際大学における公的研究費の不正使用に係る細則		8-30
9　社会連携・社会貢献	PCC 開発・地域連携室事業年次報告		9-1
	PCC 開発・地域連携室催しもの案内（年次）		9-2
	中央区と聖路加国際大学の連研事業一覧		9-3
	日本学術振興会ウェブサイト（ひらめき☆ときめきサイエンス-ようこそ大学の研究室へ-）	○	9-4
	厚生労働省委託事業新型コロナ障害のある人共に歩む人奨学福祉の分野で働く人のサポートサイト	○	9-5
	国際・地域連携センターPCC 開発・地域連携室会議議事録		9-6
	聖路加国際大学ウェブサイト（聖路加健康ナビスポット：るかなび）	○	9-7

10　大学運営・財務 （１）大学運営	管理運営方針	○	10(1)-1
	聖路加国際大学学長任用規程		10(1)-2
	聖路加国際大学学長任用細則		10(1)-3
	学校法人聖路加国際大学理事会委任規程		10(1)-4
	聖路加国際大学看護学部長任用規程		10(1)-5
	聖路加国際大学看護学研究科長任用規程		10(1)-6
	聖路加国際大学公衆衛生学研究科長任用規程		10(1)-7
	学校法人聖路加国際大学常任理事会規程		10(1)-8
	学校法人聖路加国際大学危機管理規程		10(1)-9
	学校法人聖路加国際大学会計規程		10(1)-10
	聖路加国際大学ウェブサイト（情報公開　財務情報　事業報告書）	○	10(1)-11
	FDSD 教職員勉強会参加者リスト 20181001-20190930		10(1)-12
	FDSD 教職員勉強会参加者リスト 20191001-20200930		10(1)-13
	FDSD 委員会年次報告書		10(1)-14
10　大学運営・財務 （２）財務	2019 年度事業計画書	○	10(2)-1
	聖路加国際大学学生国際奨学金規程		10(2)-2
	聖路加国際大学ウェブサイト（新型コロナウイルス共存時代の学生支援募金）	○	10(2)-3
	2015～2019 年度監査報告書（独立監査人及び監事）		
	2015～2019 年度財務計算書類		
その他	2020 教育会議資料		
	キャリア支援に関するガイダンス等の制度と実施状況がわかる資料		
	学校法人聖路加国際大学規程集目次		
	2019 年報（FDSD 委員会）		
	2020 年度年報（FDSD 委員会）		
	FDSD 研修会参加者数参加率一覧 2019-2020		
	FDSD 研修会参加対象者_教員 2019-2020		
	FDSD 研修会参加対象者_職員 2019-2020		
	学生の履修登録状況（過去３年間）		
	Final_Course_Evaluation_Results_Fall_Semester_2020_1025		
	聖路加国際大学学生国際奨学金規程		
	学生国際奨学金		
	20210302 第 10 回教学マネジメント協議会議事要録_該当議案部分まとめ		
	210316　00　自己評価委員会　2020 年度第 11 回議題_点検評価書付_議題と該当部分抜粋		
	教育課程と指定規則との対比表		
	教育課程及び学年配置 2020 年度入学生_2021 学生便覧（抜粋）		

聖路加国際大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
1　理念・目的	2020 事業計画書		実地 1-1
	2021 事業計画書		実地 1-2
	2019 重点目標（上半期）		実地 1-3
	2020 重点目標（上半期）		実地 1-4
	2019 年 11 月　大学運営会議議題		実地 1-5
	2020 年 10 月　大学運営会議議題		実地 1-6
2　内部質保証	2014-2020 年度組織図		実地 2-1
	2017 年度自己評価委員会議事録		実地 2-2
	2018 年度自己評価委員会議事録		実地 2-3
	2019 年度自己評価委員会議事録		実地 2-4
	自己評価委員会 2020 年度議事録（資料 2-7）の抜粋		実地 2-5
	聖路加国際大学教育センター規程		実地 2-6
	教育センター事業総括（2020 年度年次報告書原稿）		実地 2-7
	聖路加国際大学研究センター規程　※2021 年 4 月名称変更		実地 2-8
	研究推進センター事業総括（2020 年度年次報告書原稿）		実地 2-9
	聖路加国際大学学術情報センター規程		実地 2-10
	学術情報センター事業総括（2020 年度年次報告書原稿）		実地 2-11
	聖路加国際大学医科学研究センター規程		実地 2-12
	医科学研究センター年次報告書（2020 年度年次報告書原稿）		実地 2-13
	聖路加国際大学臨床疫学 HTA センター規程		実地 2-14
	臨床疫学 HTA センター年次報告書（2020 年度年次報告書原稿）		実地 2-15
	外部評価委員リスト 2020 年度及び 2021 年度		実地 2-16
	第 1 回外部評価委員会　外部評価報告書（2021.3 版）		実地 2-17
	第 2 回外部評価委員会　投影資料		実地 2-18
	第 2 回外部評価委員会議事要録（案）（抜粋）参加者写真付		実地 2-19
	教職担当教員（専任）	○	実地 2-20
3　教育研究組織	20201006　第 5 回教学マネジメント協議会議事録（抜粋）		実地 3-1
	20201013　第 6 回カリキュラム運用委員会議事録（抜粋）		実地 3-2
	20201102　第 6 回看護学部・看護学研究科教授会議事録（抜粋）		実地 3-3
4　教育課程・学習成果	聖路加国際大学 教育に係る方針等に関する規程（最新版）		実地 4-1
	2021 年度学部時間割作成・シラバス検討委員会　進行予定表		実地 4-2
	教員への依頼状/2021 年シラバス作成チェックリスト		実地 4-3
	聖路加国際大学看護学研究科教授会規程		実地 4-4
	2019 年度 3 大学合同多職種連携演習（IPE）演習要項　シナリオ・資料（学生用）（チューター用マニュアル）		実地 4-5
	2020 年度 IPE 演習要項（学生用プログラム）（学生用マニュアル）		実地 4-6
	ディプロマ・ポリシーと実習の到達目標との関連		実地 4-7
	2021 年度看護ゼミナール　到達目標		実地 4-8
	実践課題評価フォーム Capstone_Project_Assesment_Form_2020		実地 4-9
	2019 年度学部科目評価【学士合同】エンドオブライフケア論		実地 4-10
	2019 年度【学士合同】エンドオブライフケア論に対する学生からのコメント		実地 4-11
	2020 年度学部科目評価【学士合同】エンドオブライフケア論		実地 4-12
5　学生の受け入れ	面接票（学部一般選抜、総合型・学校推薦型・帰国生選抜、学士３年次編入学者選抜）		実地 5-1
	小論文作題の意図（2021 年度学部一般選抜Ａ方式）		実地 5-2
	聖路加国際大学看護学部・看護学研究科入試選考会議細則		実地 5-3
	公衆衛生大学院ミニオープンキャンパス　フライヤー		実地 5-4
	聖路加国際大学大学院公衆衛生学研究科博士後期課程 2021 年度秋季入学募集要項		実地 5-5
	2022 年度公衆衛生大学院聖路加国際大学教育振興奨学金　募集要項		実地 5-6
	一般選抜募集要項		実地 5-7

5　学生の受け入れ	新型コロナウイルス感染症対応のための受験上の注意事項		実地 5-8
	問診表		実地 5-9
	入試委員会議事録（①20150602②20160613③20180605）		実地 5-10
6　教員・教員組織	20210302 第 10 回教学マネジメント協議会議事要録_該当部分まとめ		実地 6-1
	2021 年度公衆衛生学研究科 FD 実施計画		実地 6-2
	2020 年度後期　レビューシートからの抜粋		実地 6-3
	20200507　教学マネジメント協議会教員顕彰資料		実地 6-4
	20210601　教学マネジメント協議会教員評価資料		実地 6-5
	20151110 第 7 回教授会資料		実地 6-6
	20200901 第 4 回教学マネジメント協議会議事録抜粋		実地 6-7
7　学生支援	点検評価報告書（聖路加国際大学）P53		実地 7-1
	2016 年度第 4 回自己評価委員会議事録		実地 7-2
	2017 年度第 1 回大学運営会議議事録並びに学生支援センター規程改訂新旧対照表		実地 7-3
	2020 年度第 9 回自己評価委員会議事録		実地 7-4
	2020 年度第 11 回大学運営会議議事録		実地 7-5
	学生生活ガイドブック 2021　P6-7		実地 7-6
	情報公開「学生支援」（最新版）	○	実地 7-7
	2020 年度　アドバイザー一覧		実地 7-8
	2020 年度　第 8 回アドバイザー制度委員会議事録（学生カルテ）		実地 7-9
	Instruction to come to Tokyo_AY2020(COVID-19)		実地 7-10
	Tips to live in Tokyo 2020		実地 7-11
	Reference for student’s budget		実地 7-12
	SPH メンター関連資料（学生便覧抜粋）		実地 7-13
	「多様な学生の学びに関するプロジェクト」2014 年度、2015 年度年次報告書（抜粋）		実地 7-14
	障がいのある学生に対する配慮について		実地 7-15
	2016 年度第 8 回多様な学生の学びに関するプロジェクト議事録		実地 7-16
	アドバイザー制度-カルテシステム-支援の連携・共有の事例		実地 7-17
	アドバイザー制度　支援の事例　学生相談内容		実地 7-18
	2020 年度第 8 回アドバイザー制度委員会議事録		実地 7-19
	アドバイザー会実施報告		実地 7-20
	2019 年度　教育会議　学生支援センター学生部の報告資料		実地 7-21
	2018 年　聖路加 News 夏号（抜粋）		実地 7-22
	2018 年度　第 6 回学生部定例会議事録		実地 7-23
	2018 年度　教育会議　学生支援センター学生部の報告資料		実地 7-24
	学生相談内容（学生カルテ抜粋）		実地 7-25
	2019 年度保護者懇談会次第		実地 7-26
	2019 年度常任理事会報告資料（保護者懇談会）		実地 7-27
	2020 年　聖路加 News 冬号（抜粋）		実地 7-28
	聖路加国際大学健康手帳（看護学部 1 年生入学時）		実地 7-29
	健康手帳配付状況がわかる資料		実地 7-30
	校医と教員との情報共有の実態が確認できる資料・校医から専門家への連携の実態が確認できる資料		実地 7-31
	復学時対応メール（学部長・教務・健康管理室）		実地 7-32
	カウンセラーと学生健康管理室の情報共有会議　議事録（2019 年 9 月実施分）		実地 7-33
	ルカの窓口（2021 年度版）		実地 7-34
	2020 年アドバイザー個人面談記録と対策（学生名削除）		実地 7-35
	2020 年度年次報告書（原稿）		実地 7-36
	「新型コロナウイルス共存時代の学生支援募金」（クラウドファンディング）	○	実地 7-37
	クラウドファンディング内報告画面		実地 7-38
	2021 年前期に復学した学生に給付した結果		実地 7-39
	2020 年度　第 2 回奨学生選考委員会議事録（クラウドファンディングについて）		実地 7-40
	web なでしこから配信している情報の一覧・Web なでしこ画面		実地 7-41
8　教育研究等環境	（教育）CNE に関する資料　看護展望 2016-11、12		実地 8-1
	（研究）採択率上位 30 機関（令和元年）		実地 8-2

8　教育研究等環境	（実践）付属施設の聖路加国際病院が特定機能病院に承認（2020 年 12 月 1 日）		実地 8-3
9　社会連携・社会貢献	聖路加国際大学の社会連携図		実地 9-1
	国際交流・留学	○	実地 9-2
	WHO コラボレーティングセンター	○	実地 9-3
	PCC 開発・地域連携室	○	実地 9-4
	中央区との包括連携協定写し		実地 9-5
	研究拠点形成事業平成 27 年度報告書		実地 9-6
	研究拠点形成事業平成 28 年度報告書		実地 9-7
	研究拠点形成事業平成 29 年度報告書		実地 9-8
	研究拠点形成事業平成 30 年度報告書		実地 9-9
	第 10 回自己評価委員会（2021 年 2 月 16 日）国際地域連携センター報告用原稿		実地 9-10
	2020 年度第 11 回国際連携推進委員会分科会議事録		実地 9-11
	2020 年度第 11 回 WHOCC 運営会議議事録		実地 9-12
	2020 年度第 11 回国際・地域連携センターPCC 地域連携室・るかなび会議議事録		実地 9-13
10　大学運営・財務 （1）大学運営	「教育研究上の基礎的な情報」にある「教育目的と各種方針」	○	実地 10(1)-1
	2020 年 4 月および 10 月常任理事会議事録（抜粋）、危機管理報告資料目次		実地 10(1)-2
	2019 年度災害対策訓練シナリオ（大学部分）・災害時の組織的な行動マニュアル		実地 10(1)-3
	災害対策委員会からのお知らせ・防災マニュアル・安否確認ｻｰﾋﾞｽ登録手順書		実地 10(1)-4
	2020 年度災害訓練講座資料		実地 10(1)-5
	2020 年度災害対策委員会年次報告書		実地 10(1)-6
	職種別専門研修プログラム（事務部門）2019-2020		実地 10(1)-7
その他	190903　01　自己評価委員会　2019 年度第 4 回議事録		
	200915　00　自己評価委員会　2020 年度第 5 回議事録		
	200915　02　資料 1-1　聖路加国際大学点検・評価規程（新旧対照表）		
	210518　00　自己評価委員会　2021 年度第 2 回議事録		
	概念図案		
	【回答】学士課程ルーブリック投入検討について		
	2020 年度　第 8 回カリキュラム運用委員会議事録		
	2021 年度　第 1 回カリキュラム評価 WG 議事録		
	20210706　第 4 回カリキュラム評価 WG_資料 1.DP ルーブリック v2		
	2020 年度計算書類_監査報告書		

聖路加国際大学提出資料一覧（意見申立）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
２　内部質保証	聖路加国際大学教学マネジメント協議会規程		意見申立 2-1
４　教育課程・学習成果	2020 年度第 4 回臨時研究科委員会議事録（抜粋）		意見申立 4-1
	2020 年度第 6 回臨時研究科委員会議事録		意見申立 4-2
	看護学研究科学位授与方針・論文審査基準・最終試験審査基準の関連について		意見申立 4-3
	公衆衛生学研究科実践課題・最終試験　審査用紙		意見申立 4-4
	公衆衛生学研究科学位授与方針と最終審査基準の関連について		意見申立 4-5
10　大学運営・財務 （２）財務	常任理事会・評議員会・理事会資料（2017 年 5 月 30 日）		意見申立 10-1